



JCSS

総数 2 頁の 1 頁
認可登録番号: 31-A0454

校 正 証 明 書

監 督 者
名 称
社 式
機 械 機
械 金校 正 場 所
校 正 方 法
校 正 施 設
校 正 期 月 日
校 正 施 設 場 所フウバウカセイキ株式会社
新潟県つづみ市豊田255番地

テクニカル計 (デジタル気圧計)

JIS

142512

SEVEN INSTRUMENT INC.

校正結果

校正結果は上記文書番号 2514610

承認結果

2018年8月28日

愛知県北名古屋市赤池(山城町赤池)の

一般財団法人日本品質促進機構 中部試験センター

認証試験所 認証測定機器室

校正結果は以上とおりであることを証明します。

2018年8月28日

愛知県北名古屋市赤池(山城町赤池)
一般財団法人 日本品質促進機構
中部試験センター
西島 由中

この証明書は、証明書発行日より3ヶ月以内に限り有効です。検査機関の認可範囲に記載された範囲内に限り検査を受けるものです。

面倒による不都合でした。この証明書のコピーなど一概に複数枚を複数枚提出することを望みます。当社のデータは、他の機関(ISO/IEC17025認可機関)で認証機関として認取られていました。

校正結果

校正圧力値 (mbar)	表示値 (mbar)	基準値 (mbar)	基準不確かさ (mbar)	回数
400.00	400.02	400.03	0.13	1
450.00	450.01	450.01	0.13	2
500.00	500.02	500.02	0.13	3
550.00	550.04	550.04	0.13	4
600.00	600.04	600.06	0.13	5
650.00	650.04	650.04	0.16	6
700.00	700.01	700.01	0.16	7
750.00	750.04	750.04	0.17	8
800.00	800.04	800.04	0.17	9

基準不確かさは、校正用校正器から換算したもので、約95%の信頼区間をもつと取扱われる換算不確かさ。

1. 校正条件

- ・校正是標準器との比較測定によって実施した。
- ・圧力値は絶対圧力であり、測量方法を絶対圧力とした。
- ・校正開始前に予備校試験(3回)を行った。
- ・測定は昇圧・降圧の往復動作を行った。
- ・各測定点では、サンプリング間隔1秒で10データを取得し、その平均値を計算に用いた。昇圧時、降圧時それぞれについて、上記10回の平均から表示値を算出した。
- ・所用保持時間は30秒とした。
- ・電源はAC 100 Vで、2時間以上の過電圧校正を行った。
- ・表示値は、圧力管入口の高さを基準レベルとした値である。
- ・校正を実施したときの校正室の環境条件
 - 温度: 22.1°C ~ 22.3°C
 - 相対湿度: 36% ~ 37%
 - 大気圧: 1006 hPa ~ 1007 hPa

2. 使用した標準器等

(圧力コントローラ)

特記事項: 校正器の修理後、修理及び調整を行わずに校正を実施した。